

西予市雇用対策協定

- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

西予市においては、高齢化・過疎化の影響と外部地域への人口流出等による労働力人口の減少が顕著となっている。また、職場定着率の低下や求人と求職のミスマッチ、慢性的な人手不足分野の人材確保等、雇用に関する様々な課題が浮き彫りになっている。

こうした現状を踏まえ、西予市と愛媛労働局は、雇用対策の連携を一層強化し、地域で働くことができる環境を創出し、西予を元気にしていくため、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、西予市と愛媛労働局が、相互に連携して、雇用対策に関する施策等を総合的かつ一体的に実施・展開することを目的とする。

(事業内容等)

第2条 西予市及び愛媛労働局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実現するための具体的な事業及び実施方法を盛り込んだ事業計画を定め、これを推進するものとする。

- 地域における就業機会の確保と企業の人材確保の両立による雇用のミスマッチ解消
- 若者等人材の就職・定着の促進
- 外部労働市場からの人材・企業の受け入れ先の創出による労働者流出の抑制
- その他、西予市及び愛媛労働局が必要と認めた事項

(要請等)

第3条 西予市長及び愛媛労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

- 2 西予市長及び愛媛労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(運営協議会の設置)

第4条 西予市及び愛媛労働局は、本協定に基づく事業を計画し実施するため、西予市雇用対策協定運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置するものとする。

- 2 運営協議会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催することとし、事業計画の運営を協議し、実施状況等を審議するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組みにおいて、西予市及び愛媛労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、西予市及び愛媛労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、その締結を証するため、協定書を2通作成し、西予市長及び愛媛労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月28日

西予市長

菅 家 一 夫

愛媛労働局長

龍 原 章 夫